

平成 29 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 49 号 説 明 資 料

平成 29 年 12 月 14 日

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

---

## 資 料

---

1	改正概要	.....	1
2	改正内容	.....	1
3	新旧対照表	.....	2

議 会

## 大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

平成21年11月1日施行の「大磯町議会基本条例」では、条例第5条第1項第1号において、「議会の本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開すること。」と定めている。しかし、現状では委員会の傍聴に当たり委員長の許可を得る必要がある。このことから、委員会の傍聴に当たっての委員長の許可を必要としないこととするため、大磯町議会委員会条例の改正を行うものである。

### ○ 改正内容

#### 1 改正事項

本条例第15条見出し及び同条第1項を次のように改める。

(会議の公開)

第15条 委員会の会議は、原則として公開する。

#### 2 施行日

本条例の施行は、公布の日からとする。

大磯町議会委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 省略                      第2章 会議及び規律                      第11条～第14条 省略  <u>(会議の公開)</u>                      第15条 委員会の会議は、原則として公開する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができ                      きる。</p> <p>第16条～第18条 省略                      第3章～第6章 省略</p> <p><u>附 則</u>                      この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1章 省略                      第2章 会議及び規律                      第11条～第14条 省略  <u>(傍聴の取扱い)</u>                      第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができ                      きる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができ                      きる。</p> <p>第16条～第18条 省略                      第3章～第6章 省略</p>